

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）交付要綱

第1 趣旨

障害福祉サービスは、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであり、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要があることから、知事は、障害福祉サービス事業者及び従事者等に対し、その予算の範囲内において、交付金を交付する。なお、第3の（2）から（3）の事業の交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）の定めるところによる。

第2 定義

- （1） この要綱において、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）」とは、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱（令和2年6月30日付け厚生労働省発子0630第2号・厚生労働省発障0630第1号・厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知）及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱（令和2年6月25日付け障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「国実施要綱」という。）に基づき実施する事業に対して交付する交付金をいう。
- （2） この要綱において、「障害福祉サービス施設・事業所」とは、静岡県内に所在する別表1に掲げる事業を行うものをいう。
- （3） この要綱において、「地域生活支援事業実施事業所」とは、静岡県内に所在する別表2に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業を行うものをいう。
- （4） この要綱において、「障害福祉サービス事業者」とは、（2）に規定する障害福祉サービス施設・事業所を運営する法人をいう。
- （5） この要綱において、「地域生活支援事業実施事業者」とは、（3）に規定する地域生活支援事業実施事業所を運営する法人をいう。
- （6） この要綱において、「従事者等」とは、国実施要綱の3の（4）に定める職員をいう。
- （7） この要綱において、「障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」とは、国実施要綱の3の（4）に定める事業をいう。
- （8） この要綱において、「障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策徹底支援事業」とは、国実施要綱の3の（1）に定める事業をいう。
- （9） この要綱において、「障害福祉サービス再開に向けた支援事業」とは、国実施要綱の3の（3）に定める事業をいう。
- （10） この要綱において、「訪問系サービス事業所」とは、国実施要綱の3の（1）の①に定める事業所をいう。
- （11） この要綱において、「在宅サービス事業所」とは、国実施要綱の3の（3）の①の（i）に定める事業所をいう。

第3 交付対象及び交付額等

- （1） 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業
別表3及び別表4のとおり
- （2） 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業
別表3、別表5の1及び別表5の2のとおり

(3) 障害福祉サービス再開に向けた支援事業

別表3及び別表6のとおり

第4 代理受領

障害福祉サービス事業者及び地域生活支援事業実施事業者は、慰労金支給事業の受給権者である従事者等に代わって慰労金を受領し、当該受給権者に支給するものとする。

第5 交付金の申請

交付金の申請を行う者(以下「申請者」という。)は次に示す書類を知事に提出するものとする。

(1) 申請者

区分	ア 障害福祉サービス事業者による申請(原則)	イ 個人による申請
障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	障害福祉サービス事業者及び地域生活支援事業実施事業者は、同一法人内の障害福祉サービス施設・事業所及び地域生活支援事業実施事業所の従事者等から交付申請及び慰労金の代理受領の委任を受け、知事に交付申請するものとする。	各従事者等が知事に交付申請するものとする。
障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策徹底支援事業	障害福祉サービス事業者が同一法人内の障害福祉サービス施設・事業所等の事業計画を取りまとめ、一括して交付申請するものとする。	
障害福祉サービス再開に向けた支援事業		

(2) 提出書類 各1部

ア 第5(1)アに該当する者(以下「事業者申請者」という。)

- (ア) 交付申請書(様式第1号)
- (イ) 事業所・施設別申請額一覧(別紙1)
- (ウ) 事業実施計画書(別紙2)
- (エ) 障害福祉慰労金受給職員表(別紙3)

イ 第5(1)イに該当する者(以下「個人申請者」という。)

- (ア) 個人用申請書(様式第2号)
- (イ) その他別に別に定める書類

(3) 提出期限

別に定める日まで

第6 交付申請書類等の受領

知事は、申請者から第5の(2)の交付申請書等の提出を受けた場合、添付書類を確認した上で、受理するものとする。

第7 交付の決定

知事は、交付申請書等を受理したときは、内容の審査を行い、交付金の交付決定又は不交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

第8 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。ただし、第3の(1)の事業については、(5)から(7)までの規定は適用しない。

- (1) 知事は、交付金の交付の決定後、交付金の趣旨に該当しない事実や交付申請の内容と異なる事実が判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付金の全部又は一部を返還させることができること。
- (2) 知事は、事業の円滑かつ確実な遂行を図るため、遂行状況について、交付金の申請者に対し、事業の遂行状況等について検査の実施又は報告を求めることができ、申請者はこれに従わなければならない。
- (3) 申請者は、事業実施計画を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 申請者は、事業実施計画の各事業配分を超えて交付金の配分を調整する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 交付金により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに交付金により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて(5)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 交付金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後6年間保管しておかなければならない。

第9 交付の取下げ

申請者は、交付金の交付申請を取下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第10 変更の承認申請

第7に基づく交付決定を受けた者(事業者申請者に限る。)が、交付金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請を行う場合の手続きは、第5の(1)及び(2)の規定に準じて、事業計画変更承認申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

第11 実績報告及び交付金の精算

障害福祉サービス事業者等は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日(第8の(3)により交付金事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日以内)又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の4月10日のいずれか早い日までに次に定める書類を知事に対し提出し、概算払いで受けた交付金の精算をしなければならない。

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書(様式第4号)
 - イ 事業所・施設別実績報告書一覧(別紙4)
 - ウ 事業実績報告書(別紙5)
 - エ 障害福祉慰労金受給職員表(別紙3)
 - オ その他参考となる資料

第12 交付額の確定等

(1) 事業者申請者の場合

知事は、事業完了又は廃止に係る交付金事業の成果の報告を受けた場合においては、第11の実績報告書等の書類の審査等の結果、その報告に係る交付金事業の成果が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(2) 個人申請者

知事は、交付金の交付決定の際に交付確定を行い、申請者に通知するものとする。

第13 交付金の交付

(1) 事業者申請者

知事は、交付金の交付にあたっては、第7で決定した額を概算で交付するものとする。

(2) 個人申請

知事は、第12の(2)で確定した額の交付金を交付するものとする。

第14 返還

(1) 知事は、第8の(1)の取消を行った場合には、交付した交付金のうち当該取消に係る部分の全部又は一部に相当する金額について、期限を定めうえて返還を命ずるものとする。

(2) 知事は、第12の規定により交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されている場合は、期限を定めうえて返還を命ずるものとする。

第15 加算金及び延滞金

(1) 申請者は、第8の規定により交付金の交付の決定の取消を受け、交付金の返還の請求を受けたときは、その請求に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、交付金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(2) 申請者は、交付金の返還の請求を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(3) 交付金が2回以上に分けて交付されている場合における第15の(1)の規定の適用については、返還の請求を受けた額に相当する交付金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還の請求を受けた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還の請求を受けた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

(4) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還の請求を受けた交付金の額に達するまではその納付金額は、まず当該返還の請求を受けた交付金の額に充てられたものとする。

(5) (2)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受け

た交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- (6) 知事は、申請者が(1)又は(2)の規定により交付金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第16 消費税仕入控除額等に係る取扱い

交付金対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社又は支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等(以下「本部等」という。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該交付金にかかる消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に交付金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを交付金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

第11の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を交付金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う交付金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金にかかる消費税仕入控除税額等が確定した場合(消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。)には、その金額(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第5号による消費税仕入控除税額等報告書により、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第17 障害福祉サービス事業者及び地域生活支援事業実施事業者の責務

障害福祉サービス事業者及び地域生活支援事業実施事業者は、交付金の交付に関する事務を適正に行うとともに、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な方法により取得し、適正な管理のための必要な措置を講じ、取得した目的の範囲で利用する等、適正な取り扱いをしなければならない。

第18 その他

この要綱に定めのない事項及び交付金の交付に関し必要な事項は、別途、知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年度の交付金に適用する。

別表 1

区分	事業種別
1. 通所系サービス	生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
2. 短期入所サービス	短期入所
3. 障害者施設等	障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
4. 訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
5. 相談系サービス	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

別表 2

事業種別
地域活動支援センター
日中一時支援
盲人ホーム
福祉ホーム
移動支援事業
訪問入浴サービス
障害者相談支援事業
基幹相談支援
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

別表 3

1 事業の区分	2 対象経費	3 交付額
障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	慰労金及び手数料（銀行等振込手数料）	別表 4 に定めるところによる
障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業	報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、工事請負費、原材料費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	別表 5 の 1 または別表 5 の 2 に定める交付基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
障害福祉サービス再開に向けた支援事業	①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	別表 6 に定める交付基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
	②在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業	

別表 4

区分	支給対象者等	交付額								
障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	国実施要綱3の(4)の①に定める障害福祉サービス施設・事業所等に勤務し、次のいずれかにも該当する職員 (1) 令和2年2月7日から同年6月30日までの間に通算して10日以上勤務した者 (2) 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている者（派遣労働者及び業務委託受託者の労働者も含む） (3) 障害福祉サービス事業者及び地域生活支援事業実施事業者が従事者等に対して慰労金を支給する際に要した振込手数料は、交付金の支給対象として申請することができる。									
	① 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="368 898 1225 1050"> ア 訪問系サービス事業所 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員 </td> <td data-bbox="1225 898 1406 1050">1人20万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1050 1225 1202"> イ ア以外の事業所 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（※2）以降に勤務した職員 </td> <td data-bbox="1225 1050 1406 1202">1人20万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1202 1225 1355"> ウ ア及びイに該当しない職員 </td> <td data-bbox="1225 1202 1406 1355">1人5万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1355 1225 1498"> ② ①以外の支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員 </td> <td data-bbox="1225 1355 1406 1498">1人5万円</td> </tr> </table>	ア 訪問系サービス事業所 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員	1人20万円	イ ア以外の事業所 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（※2）以降に勤務した職員	1人20万円	ウ ア及びイに該当しない職員	1人5万円	② ①以外の支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員
	ア 訪問系サービス事業所 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員	1人20万円								
	イ ア以外の事業所 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（※2）以降に勤務した職員	1人20万円								
	ウ ア及びイに該当しない職員	1人5万円								
② ①以外の支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員	1人5万円									

※1 慰労金の給付は、医療機関や介護サービス事業所・施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

※2 患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日とする。

別表5の1

(感染症発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く)

対象事業所	令和2年4月1日以降、感染症の対策を徹底した上で、障害福祉サービス等の提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した障害福祉サービス施設・事業所		
交付基準額	1	療養介護	2,374千円/事業所
	2	生活介護	757千円/事業所
	3	自立訓練(機能訓練)	346千円/事業所
	4	自立訓練(生活訓練)	273千円/事業所
	5	就労移行支援	265千円/事業所
	6	就労継続支援A型	335千円/事業所
	7	就労継続支援B型	353千円/事業所
	8	就労定着支援	52千円/事業所
	9	自立生活援助	27千円/事業所
	10	児童発達支援	380千円/事業所
	11	医療型児童発達支援	240千円/事業所
	12	放課後等デイサービス	360千円/事業所
	13	短期入所	204千円/事業所
	14	施設入所支援	1,215千円/施設
	15	共同生活援助(介護サービス包括型)	402千円/事業所
	16	共同生活援助(日中サービス支援型)	358千円/事業所
	17	共同生活援助(外部サービス利用型)	180千円/事業所
	18	福祉型障害児入所施設	1,182千円/施設
	19	医療型障害児入所施設	635千円/施設
	20	居宅介護	115千円/事業所
	21	重度訪問介護	188千円/事業所
	22	同行援護	65千円/事業所
	23	行動援護	115千円/事業所
	24	居宅訪問型児童発達支援	46千円/事業所
	25	保育所等訪問支援	38千円/事業所
	26	計画相談支援	60千円/事業所
	27	地域移行支援	44千円/事業所
	28	地域定着支援	46千円/事業所
	29	障害児相談支援	44千円/事業所

※1 対象事業所については、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。

※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

別表 5 の 2

(感染症発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る)

対象事業所	障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助事業所、短期入所事業所、宿泊型自立訓練事業所
交付基準額	3,000 千円／施設・事業所

別表 6

対象事業所		①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	②在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業	
		令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに在宅サービス事業所	令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所	
交付基準額	1	療養介護	2千円/利用者	200千円/事業所
	2	生活介護	2千円/利用者	200千円/事業所
	3	自立訓練（機能訓練）	2千円/利用者	200千円/事業所
	4	自立訓練（生活訓練）	2千円/利用者	200千円/事業所
	5	就労移行支援	2千円/利用者	200千円/事業所
	6	就労継続支援A型	2千円/利用者	200千円/事業所
	7	就労継続支援B型	2千円/利用者	200千円/事業所
	8	就労定着支援	2千円/利用者	200千円/事業所
	9	自立生活援助	2千円/利用者	200千円/事業所
	10	児童発達支援	2千円/利用者	200千円/事業所
	11	医療型児童発達支援	2千円/利用者	200千円/事業所
	12	放課後等デイサービス	2千円/利用者	200千円/事業所
	13	短期入所	2千円/利用者	200千円/事業所
	14	居宅介護	2千円/利用者	200千円/事業所
	15	重度訪問介護	2千円/利用者	200千円/事業所
	16	同行援護	2千円/利用者	200千円/事業所
	17	行動援護	2千円/利用者	200千円/事業所
	18	居宅訪問型児童発達支援	2千円/利用者	200千円/事業所
	19	保育所等訪問支援	2千円/利用者	200千円/事業所
	20	計画相談支援	1. 5千円/利用者	200千円/事業所
	21	地域移行支援	2千円/利用者	200千円/事業所
	22	障害児相談支援	2. 5千円/利用者	200千円/事業所

※1 対象事業所については、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。

※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業所は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

静岡県知事 氏名 殿

(法人名)
(役職・代表者名)

印

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額： 千円

(内訳)

- 1. 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業 千円
- 2-1. 障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策徹底支援事業（多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く） 千円
- 2-2. 障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策徹底支援事業（多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る） 千円
- 3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 千円
- 4. 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業 千円

(添付書類)

- 1 事業所・施設別申請額一覧（様式1）
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式2）
- 3 障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）

【申請内容に関する問い合わせ先】

部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

(別紙1) 事業所・施設別申請額一覧

No.	事業所・施設名	事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる法人名	補助予定額(千円)					合計
							1.障害福祉慰労金の支給事業	20万円対象者の有無	2-1.感染症対策徹底支援事業(多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く)	2-2.感染症対策徹底支援事業(多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る)	3.利用者への再開支援への助成事業	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

(注)行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えないが、列の挿入は絶対に行わないこと。

(別紙2) 事業実施計画書

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に関する事業実施計画書									
施設概要									
事業所番号		事業所名称							
所在地	都道府県名	住所			連絡先	電話番号		担当部署名	
提供サービス(プルダウンから選択)				定員	人	職員数	(派遣含む)	人	
事業区分	<input type="checkbox"/> 障害福祉慰労金支給事業 → 1を記載				<input type="checkbox"/> 感染対策徹底支援事業 → 2-1,2-2を記載				
	<input type="checkbox"/> 再開支援への助成事業 → 3を記載				<input type="checkbox"/> 環境整備への助成事業 → 4を記載				
受取口座情報									
金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください)		(フリガナ) 口座名義		
		支店コード		普通					
ゆうちょ銀行		通帳記号 (6桁目がある場合は、 ※欄に御記入ください)			口座番号 (右詰めでお書きください)		(フリガナ) 口座名義		
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。				※					
支出予定額									
1. 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業 ※対象職員の氏名等について、別紙3を作成すること							申請額①	千円	
慰労金の区分・人数	20万円対象	0人	5万円対象	0人	振込手数料	千円 (千円未満切捨)			
2-1. 障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策徹底支援事業 (多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。) 【感染拡大防止対策やサービスの提供体制の確保のための経費】							補助上限額	申請額	千円
							#N/A	千円	
							申請額	千円	
							#N/A	千円	
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等							
賃金・報酬									
謝金									
会議費									
旅費									
需用費									
役務費									
委託料									
使用料及び賃借料									
備品購入費									
合計	0								
2-2. 障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策徹底支援事業 (多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。)							補助上限額	申請額	千円
							#N/A	千円	
							申請額	千円	
							#N/A	千円	
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等							
工事請負費									
原材料費									
需用費									
役務費									
旅費									
委託料									
使用料及び賃借料									
備品購入費									
合計	0								
3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業							申請額③	千円	
利用者1人当たり単価(計画相談支援及び障害児相談支援以外共通)	2,000 円	対象利用者数		人					
計画相談支援	1,500 円	対象利用者数		人					
障害児相談支援	2,500 円	対象利用者数		人					
4. 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所 における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業 【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】							補助上限額	申請額	千円
							#N/A	千円	
							申請額	千円	
							#N/A	千円	
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等							
賃金・報酬									
謝金									
会議費									
旅費									
需用費									
役務費									
委託料									
使用料及び賃借料									
備品購入費									
合計	0								

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (障害福祉慰労金) 個人用申請書

申請日	令和 年 月 日
-----	----------

静岡県知事 氏名 様



申請者の氏名等

(フリガナ) 氏名	現住所	生年月日
印	〒	(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日
日中連絡可能な電話番号	()	(自宅・勤務先・携帯)

対象期間内に勤務していた障害福祉サービス施設・事業所等の名称等

勤務先の名称	住所	サービス種類

勤務先における申請者の業務内容等 ※本欄は、原則として、障害福祉サービス施設・事業所等において記載

職種	勤務先における業務内容	起点から6月末までの勤務日数

(勤務先証明欄)

法人名

代表者名

印

次の事項に同意の上、慰労金を申請します。

- ①当該障害福祉サービス施設・事業所での勤務実態が条件を満たしていない場合は申請できません。
- ②医療・介護・障害の慰労金について、他の障害福祉サービス施設・事業所等及び医療機関等からの給付申請や知事への給付申請を行いません。
- ③知事が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振込が完了せず、かつ、申請日から3か月後の末日までに、知事が、申請者に連絡・確認できない場合は、知事は当該申請が取り下げられたものと見なします。
- ④記載内容に虚偽があった場合又は複数機関から給付を受けた場合は、慰労金を不当利得として返還していただきます。
- ⑤慰労金は、申請された口座に支給します。氏名等に変更があった場合は速やかに申し出てください。

【受取口座記入欄】 ※長期間入出金のない口座を記入しなすこと

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右語で記載)								(フリガナ) 口座名義
1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 信連 5. 農協 6. 漁協 7. 信漁連 8. ゆうちょ	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座									
銀行コード	支店コード										

※受取口座の名義は、必ず申請者の氏名と一致するよう記入してください。

★裏面にも記載箇所があります

(申請書裏面)

本人確認書類 写し貼り付け

- ・ 運転免許証のコピー ・ マイナンバーカードのコピー ・ 健康保険証のコピー 等

振込先金融機関口座確認書類 写し貼り付け

- ・ 通帳（口座番号が書かれた部分）又はキャッシュカードのコピー 等

チェックリスト

(以下の項目について必ず確認し、確認後はチェック欄 (□) にレを入れること)

- ①記載漏れや記載誤りがないか、再度ご確認ください。
- ②記入した通帳番号と添付した通帳のコピーの番号が一致することをご確認ください。
- ③添付資料に漏れが無いかご確認ください。
- ④他の障害福祉サービス施設・事業所等及び医療機関等からは、慰労金の申請を行っていません。
- ⑤記載内容に虚偽があった場合や二重に申請が行われた場合は、慰労金の返還を求められることを理解しました。

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名称
代表者名

印

事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付金の交付の決定を受けた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

事業の区分	交付決定額 (A)	変更申請額 (B)	差額 (A) - (B)
障害福祉サービス施設・事業所及び地域生活支援事業実施事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	円	円	円
障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策徹底支援事業	円	円	円
障害福祉サービス再開に向けた支援事業	円	円	円
計	円	円	円

2 計画変更の理由及び変更内容

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名称
代表者名

印

事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業が完了したので、実績について関係書類を添えて報告する。

1 事業所・施設等の種別及び実績額

事業の区分	交付決定額 (A)	事業実績額 (B)	差額 (A) - (B)
障害福祉サービス施設・事業所及び地域生活支援事業実施事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	円	円	円
障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策徹底支援事業	円	円	円
障害福祉サービス再開に向けた支援事業	円	円	円
計	円	円	円

2 精算額

- (1) 確定額 円
(2) 概算受領済額 円
(3) 精算額 円

(別紙4) 事業所・施設別申請額一覧

No.	事業所・施設名	事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる 法人名	支出額(円)					合計
							1.障害福祉慰労 金の支給事業	20万円 対象者の 有無	2-1.感染症対策 徹底支援事業(多 機能型簡易居室 の設置に要する 費用を除く)	2-2.感染症対策 徹底支援事業(多 機能型簡易居室 の設置に要する 費用に限る)	3.利用者への再 開支援への助成 事業	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

(注)行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えないが、列の挿入は絶対に行わないこと。

(別紙5) 事業実績報告書

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に関する事業実績報告書									
施設概要									
事業所番号		事業所名称							
所在地	都道府県名	住所		連絡先	電話番号		担当部署名		
提供サービス(プルダウンから選択)				定員		職員数 (派遣含む)		人	
事業区分	<input type="checkbox"/> 障害福祉慰労金支給事業 → 1を記載			<input type="checkbox"/> 感染対策徹底支援事業 → 2-1,2-2を記載					
	<input type="checkbox"/> 再開支援への助成事業 → 3を記載			<input type="checkbox"/> 環境整備への助成事業 → 4を記載					
支出額									

1.障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金支給事業 ※対象職員の氏名等について、別紙3を作成すること						実績額①	円
慰労金の区分・人数	20万円対象	0人	5万円対象	0人	振込手数料	円	(千円未満切捨)

2-1. 障害福祉サービス施設・事業所等における感染症徹底支援事業 (多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。)				補助上限額	実績額②	#N/A	円
【感染拡大防止対策やサービスの提供体制の確保のための経費】				#N/A 円	申請額	交付決定額	円
					差額	#N/A	円

科目	実績額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	0	

2-2. 障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策徹底支援事業 (多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。)				補助上限額	実績額	円
				#N/A 円		

科目	実績額(円)	用途・品目・数量等
工事請負費		
原材料費		
需用費		
役務費		
旅費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	0	

3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業				実績額③	円
利用者1人当たり単価(計画相談支援及び障害児相談支援以外共通)	2,000 円	対象利用者数	人		
計画相談支援	1,500 円	対象利用者数	人		
障害児相談支援	2,500 円	対象利用者数	人		

4. 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所 における感染対策徹底に向けた環境整備への助成事業				補助上限額	実績額④	#N/A	円
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】				#N/A 円	申請額	交付決定額	円
					差額	#N/A	円

科目	実績額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	0	

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
名 称
代表者名

印

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号により交付金の交付の決定を受けた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 交付金の確定額 （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）	金	円
2 交付金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 交付金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）	金	円